

# 大沢野風の子クラブ規約

## ○第1章 総則

(名称)

第1条 当クラブは、大沢野風の子クラブ（以下、本クラブという）と称する。

(構成)

第2条 未就学児、小学生及びそれぞれの保護者、並びに指導者で構成する。

(目的)

第3条 サッカーを通じて地域の少年、少女の心身の健全な育成を図るとともに、地域サッカーの普及に努力する。

(活動内容)

第4条

- 1 週1回以上のサッカー練習
- 2 各種大会等への参加
- 3 運営に必要な審判、指導者資格取得講習会等への参加
- 4 父母会主催の懇親会
- 5 その他必要と認められる活動

## ○第2章 会員

(会員)

第5条 本クラブの会員は未就学児から小学生までの幼児及び児童とする。

(入会)

第6条 本クラブに入会する者は保護者の同意を得て定められた申込書を提出する。

第7条 会員の資格の取得は申込書を提出し、代表の承認を受けたものとする。

(退会)

第8条 次の事項があったとき、退会を認める。

- 1 代表に退会の申し出があり、受領したとき。
- 2 会員として相応しくない行為があったと認められたとき。

(経費)

第9条 本クラブの経費は会費及び寄付金により賄う。（合宿経費等は別途徴収とする）。

(会費)

第 10 条 運営、各種活動のため、会費を徴収する。

	会費 (毎月)	保険料 (加入時・毎年 4 月)
未就学児	0 円	800 円
児童	1,500 円	800 円

### ○第 3 章 役員

(役員及び任務)

第 11 条 本クラブは次の役員をもって構成する。

- ・代表(1名) 本クラブを代表し、会務を総括する。
- ・顧問(若干名) 代表の補佐及び各役員の補助を行う。
- ・監督(1名) コーチの指導及び育成を行う。
- ・コーチ 担当学年の指導を行う。
- ・事務局長(1名) 代表の補佐及び事務連絡、その他運営上の事務を行う。
- ・会計(1名) 本クラブの会計を処理する。
- ・父母会長(1名) 懇親会等の主催を行う。
- ・学年長(小学生以上各学年 1 名) 担当学年への連絡及び報告、試合当日の機材運搬の指示を行う。

(役員任期)

第 12 条 本人の辞任の申し出により、役員会で承認したとき。但し父母会長及び学年長の任期は 1 年とするが、再任は妨げない。

(役員解任)

第 13 条 役員として相応しくない行為があったと認められ、役員会で承認したとき。

(四役会)

第 14 条 四役会は代表、監督、顧問、事務局長により構成する。次の業務を執行する。

- ・本クラブの運営上必要な計画、業務の検討
- ・本クラブの構成員に関すること

(四役会の開催)

第 14 条 四役会は必要に応じて、代表が召集し開催する。

(役員会)

第 15 条 役員会は代表、監督、顧問、事務局長、父母会長、学年長により構成する。役員会の 2 分の 1 以上の出席により成立とする (委任を含む)。次の業務を執行する。

- 1 本クラブの運営上必要な計画、業務の周知徹底
- 2 その他、必要な業務の執行

(役員会の開催)

第 16 条 役員会は必要に応じてまたは、役員会の 3 分の 1 以上の要請があったとき、代表が

これを召集し開催する。

## ○第4章 運営

(指導者会議)

第17条 指導者会議は、代表、監督、顧問、事務局長、コーチで構成する。次の業務を執行する。

- ・運営上必要な細則の改正及び改廃
- ・各担当の予定の確認
- ・グラウンド、体育館等の活動場所の調整
- ・指導方法についてのコーチ間での調整
- ・その他指導方法の情報交換等

(指導者会議の開催)

第18条 必要に応じて代表が召集し開催する。

(その他)

第19条 本クラブ員はスポーツ保険に加入することとする。

第20条 サッカーの練習、練習試合、公式試合等で生じた事故について可能な応急処置は行うが、保障はスポーツ保険までとし、その他は各自で責任を負うものとする。

## ○第5章 会計

(会計年度)

第21条 会計年度は毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(予算と決算)

第22条 既納の会費は、会員が退会した月まで徴収する。

## ○第6章 付則

(規約の変更)

第23条 本規約は役員会の3分の2以上の同意が得られなければ変更することができない。

(付則)

第24条 本規約は2022年6月1日から施行する。

最新改正 2022年6月1日